（法第八条の七第二項第三号の事業者計画の記載事項）

第三条の七　法第八条の七第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該事業者計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の実施時期

二　実施に伴う労務に関する事項

三　当該事業者計画が事業用自動車の台数の削減による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を含む場合には、当該事業者計画の作成時及び実施後における事業用自動車の台数

四　当該事業者計画が営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を含む場合には、当該事業者計画の作成時における営業方法並びに実施後における営業方法及びその表示に関する事項

（法第八条の七第二項第四号ホの事業者計画の記載事項）

第三条の八　法第八条の七第二項第四号ホの国土交通省令で定める事項は、実施に伴う労務に関する事項とする。

（事業者計画の認可の申請）

第三条の九　法第八条の七第一項前段の規定により事業者計画の認可を申請しようとする合意事業者（法第八条の七第一項に規定する合意事業者。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第八条の七第二項第一号から第三号までに掲げる事項

三　当該事業者計画が活性化措置（法第八条の七第二項第四号に規定する活性化措置。次条第二項において同じ。）に関する事項を含む場合には、法第八条の七第二項第四号イからホまでに掲げる事項

2　前項の場合において、法第八条の八第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項に規定する書類を添付しなければならない。

3　第一項の場合において、法第八条の八第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受けに係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十二条第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

4　第一項の場合において、法第八条の八第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割に係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十三条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

5　国土交通大臣は、申請者に対し、前各項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

（事業者計画の変更の認可の申請）

第三条の十　法第八条の七第一項後段の規定により認可事業者計画の変更の認可を受けようとする認可合意事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三　変更の理由

2　前項の申請書には、認可事業者計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減（当該認可事業者計画に活性化措置に関する事項が定められている場合にあっては、供給輸送力の削減及び活性化措置。）の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3　前条第二項から第五項までの規定は、第一項の認可の申請について準用する。

（合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する勧告）

第三条の十一　法第八条の十第一項の規定による勧告の内容は、次の各号に該当するものでなければならない。

一　法第八条の十第一項の事態を解消するための必要かつ最小限度の範囲を超えないものであること

二　不当な差別的取扱いをするものでないこと

三　旅客の利益を不当に害するものでないこと

四　当該一般乗用旅客自動車運送事業者が使用する事業用自動車の台数を考慮したものであること

（法第八条の十第二項の国土交通省令で定める書類）

第三条の十二　法第八条の十第二項（法第八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第八条の十第一項の申出を行った認可協議会の存する特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の実施状況を記載した書類

二　当該特定地域内に営業所を有する合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動の状況を記載した書類

三　当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずることを明らかにする書類

（証紙の表示）

第三条の十三　法第八条の十一第一項の規定による命令を受けた者は、国土交通大臣が当該命令に応じて交付する証紙を事業用自動車の前面ガラスの内側に、証紙の表を事業用自動車の外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければならない。

第四条の見出し中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同条中「地域計画に特定事業」を「準特定地域計画に活性化事業」に改める。

第六条の見出し中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同条第一号中「特定事業」を「活性化事業」に改める。

第七条の見出し中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項第三号中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「第十三条第二項」を「第十三条第一項」に、「第一項各号」を「前項各号」に改め、「（昭和二十六年運輸省令第七十五号）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十二条第三項」を「第十三条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第八条の見出し中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同条第一項中「認定特定事業計画」を「認定活性化事業計画」に改め、同条第二項中「認定特定事業計画に係る特定事業（当該認定特定事業計画」を「認定活性化事業計画に係る活性化事業（当該認定活性化事業計画」に、「、特定事業」を「、活性化事業」に改め、同条第三項中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、同条第五項中「第六項まで」を「第五項まで」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

（法第十四条の三の国土交通省令で定める事業計画の変更）

第九条　法第十四条の三の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げる事業計画の変更とする。

一　特定地域における営業区域の設定

二　特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加